

第三次南風原町行政改革大綱

平成24年3月

南風原町

目 次

I	これまでの取り組み	1
II	基本的な考え方	2
1	行政改革の目標	2
2	行政改革の基本方針（3つの柱）	2
3	行政改革の推進体制	2
III	行政改革を推進するための3つの柱	4
1	無駄のないスピーディな行政運営の推進	4
	（1）町民ニーズに沿った事務事業の改善	4
	（2）民間能力の活用	4
	（3）組織・機構の見直し	5
	（4）定員管理の適正化	5
2	親しみやすい役場づくり	6
	（1）利用しやすい行政サービス体制の確立	6
	（2）人材の育成	6
	（3）公正の確保と透明性の向上	7
3	効率的で効果的な財政運営の確保	8
	（1）継続的な経費の節減合理化等財政の健全化	8
	（2）効率的な公的施設の運営	8

I これまでの取り組み

我が国の経済は、震災、デフレ、円高、雇用情勢の悪化など多くの不安材料があり、依然厳しい状況にあります。本町においても、少なからずその影響を受けており、町税収入の伸びが鈍化傾向にあります。

一方、少子高齢化や情報化の一層の進展、地域主権の新たな展開、町民の価値観の多様化等、町を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、保健・医療・福祉、教育、環境問題などの行政需要はますます増大しており、将来の財源確保の見通しは厳しい状況にあります。

平成12年4月に、国と地方の対等原則を盛り込んだ地方分権の推進を図るための「地方分権一括法」が施行され、地方分権が大きく進展しました。また、景気の低迷や「三位一体改革」などにより地方公共団体の財政状況は悪化し、新しい行政改革への転換を余儀なくされました。

こうしたなか、本町では平成15年4月に、平成15年度から平成19年度の5ヶ年を計画期間とした「第二次南風原町行政改革大綱」が施行され、平成18年3月に一部見直しを行い、計画期間を平成21年度までに変更しました。その間、本町においては平成の大合併の取り組みとして、2つの任意協議会に参加し、検討を進めましたが合併には至らず、平成16年9月に自立の道を進む方針を決定しました。その後すぐに、平成17年度から平成19年度までを計画期間とした「財政健全化計画」を策定し、行財政改革に取り組みました。また、平成19年度には引き続き平成20年度から平成23年度を計画期間とした「第二次財政健全化計画」を策定し着実に成果をあげてきました。

今後も少子・高齢化の進展や、協働によるまちづくりの推進、多様化する町民ニーズへの対応など、新たな課題に対応しながら、「第四次南風原町総合計画」に掲げる諸施策を実現する必要があります。そのため、「第三次南風原町行政改革大綱」を策定し、引き続き積極的な行政改革に取り組みます。

Ⅱ 基本的な考え方

1 行政改革の目標

本町における行政改革の目標は、「町民福祉の増進及び町民サービスの向上」が最終目的であるとの基本的な認識を保持しつつ、元気で活力あふれる協働のまちづくりの推進と時代の変化や町民ニーズに迅速かつ的確に対応できるスリムで機動的な行政体制の整備を図るとともに、第四次南風原町総合計画に掲げたまちの将来像「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現です。

2 行政改革の基本方針（3つの柱）

上記の目標を達成するため、次の3項目を行政改革推進の基本方針とします。

それぞれの基本方針を柱に実施計画を策定し、具体的な取り組みとその進行管理を実施し、実行性のある行政改革を推進します。

- (1) 無駄のないスピーディな行政運営の推進
- (2) 親しみやすい役場づくり
- (3) 効率的で効果的な財政運営の確保

3 行政改革の進め方

(1) 推進組織

行政改革の推進管理は、庁内組織である「行政改革推進本部」が担うこととし、町長の強力なリーダーシップの下、責任を持って推進します。また、進捗状況については、町民の代表者からなる「南風原町行政改革推進委員会」に報告し、各面から助言を受けるとともに、ホームページ等でも公表し、町民の意見を行政改革の取り組みに活かします。さらに、進捗状況や環境変化に適切に対応し、適宜、実施計画の見直しを行います。

(2) 推進期間

第三次南風原町行政改革大綱は、平成24年度を初年度とし、平成29年度までの6年間を推進期間とします。

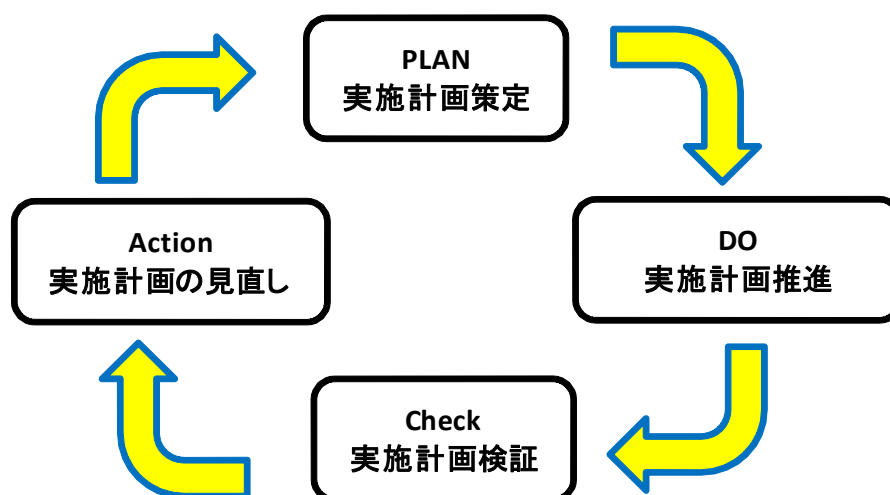
(3) 職員の取り組み

行政改革の成否は、各取組の担い手となる各職員の高い目的意識と意欲がより重要となります。職員は町民サービスを向上させるために、各種事業の財源は町民の皆さんからお預かりした税金であることを常に念頭に置き、コスト意識を持って、効率的かつ効果的な行政運営に努め、自覚を持って行政改革に取り組むこととします。

(4) 実施計画の策定と進行管理

この大綱に定める実施事項については、別に目標となる数値等を掲げた実施計画を策定し、PDCAサイクル（P=Plan：計画策定 → D=Do：計画の実行 → C=Check：計画の進行管理・検証 → A=Action：計画の見直し・改善）による進行管理を行います。

PDCAマネジメントサイクル



Ⅲ 行政改革を推進するための3つの柱

1 無駄のないスピーディな行政運営の推進

社会情勢や町民ニーズの変化に柔軟に対応し、組織機構の見直しや事務事業の整理合理化を進め、行政サービスに対する町民満足度を向上させます。

また、サービスの提供にあたっては、町民ニーズを踏まえ、町民目線で検証するとともに民間等の活用も図りながら、町民等との協働関係を積極的に構築します。

【基本方針実現に向けての方策】

① 町民ニーズに沿った事務事業の改善

少子高齢化や情報化の一層の進展などにより、ライフスタイルが多様化しており、それに伴い町民ニーズも多様化、高度化しております。社会情勢の変化に的確に対応しつつ、町民の満足度や利便性の向上を図り、町民本位の質の高いサービスの提供に努めるため、各種事務事業の見直しや改善に取り組みます。

(具体的な取り組み事項)

- ア. 事務手続きの合理化
- イ. 各種事業の進捗管理の徹底
- ウ. ICT等を活用した町民との双方向による素早い情報の共有
- エ. 行政サービス満足度の町民意識調査の実施

② 民間能力の活用

行政と民間（町民、町民団体、企業、NPO等）との適切な役割分担のもと、効率性、専門性、行政責任の確保等の観点を踏まえ、外部委託を積極的に活用し、協働によるまちづくりの推進を図ります。

(具体的な取り組み事項)

- ア. 民間委託の推進
- イ. 町民団体との協働の推進
- ウ. 町民等の意見を取り入れる仕組みの導入

③ 組織・機構の見直し

町民にわかりやすく、町民サービスを提供しやすい、町民の目線に立った、即応性に優れた柔軟な組織・機構への再編を図ります。

(具体的な取り組み事項)

- ア. 平成19年度に実施した機構改革の検証及び見直し
- イ. プロジェクトチームの活用による組織の活性化

④ 定員管理の適正化

社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、国・県からの事務や権限の移譲も含め、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組みます。

(具体的な取り組み事項)

- ア. 時勢に対応した定員適正化計画の随時検証・見直し
- イ. 定員適正化計画の進捗状況、数値目標等について公表

2 親しみやすい役場づくり

職員一人ひとりが、町民にとって来庁しやすい、親しみやすい役場づくりを目指し、町民の目線や思いに立ち、町民が何を望んでいるのか、どうすることが町民福祉の向上やより良いサービス提供に繋がるかなど様々な観点から、積極的な精査・見直しに取り組みます。そのためには、時代の変化を的確に捉え町民ニーズに迅速・柔軟に対応できる、優れた職員の育成による役場組織の強化が必要となるため、人材育成を推進します。

また、町民にわかりやすい積極的な情報提供による町民参画・協働の仕組みづくりを推進することにより、利用しやすい行政サービス体制の確立を目指します。

【基本方針実現に向けての方策】

① 利用しやすい行政サービス体制の確立

町民が求めるサービスを的確に提供し、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営及びまちづくりへの町民参画を促すための制度や仕組みを確立し、町民活動が行いやすい体制づくりを目指します。

(具体的な取り組み事項)

- ア. 総合窓口（ワンストップ）導入の検討
- イ. 町民活動を支援する体制の構築
- ウ. 他市町村との共同事業によるサービス向上
- エ. 幼稚園保育時間延長による子育て支援体制の充実

② 人材の育成

地方分権から地域主権改革の進展へ時代の変化に即した政策立案能力や説明責任能力に優れた人材の育成に努めるとともに、職員の能力を引き出し、意識を高めることができる制度や体制を構築することにより活性化を促します。

また、町民との協働の観点から専門的知識や経験を積んだ方の豊富な経験やノウハウを町政に活かせる体制づくりを推進します。

(具体的な取り組み事項)

- ア. 能力・実績・人間力重視の人事評価システムの構築
- イ. 人材育成基本方針に基づく研修実施による質の高い職員養成
- ウ. 専門的知識や経験を積んだ人材の活用
- エ. 人事交流の推進

③ 公正の確保と透明性の向上

開かれた行政を積極的に進めるため、情報公開条例等を適正に運用し、行政の公平性や透明性を確保します。

また、行政改革の推進状況を積極的に情報提供するなど、公正で開かれた町政を推進します。

適正な行財政運営の確保を図るため、監査機能をより充実します。

(具体的な取り組み事項)

ア. 情報公開の推進・媒体の充実強化

イ. ^{*1}パブリック・コメント制度の活用

※1 パブリック・コメントとは、重要な計画や条例などを制定する際に、原案の段階で町民に公表して意見を求め、提出された意見に基づき原案を修正する制度です。

3 効率的で効果的な財政運営の確保

行財政運営の一層の効率化に取り組み、引き続き財政規律を維持しながら、成果主義の視点から行政システムの改革を推進するとともに、最少の経費で最大の効果を発揮するため、限られた行政資源（人、もの、財源）を経営的視点から有効に配分し、適正かつ公平な観点での歳出の抑制と歳入の確保に努めます。

【基本方針実現に向けての方策】

① 継続的な経費の節減合理化等財政の健全化

これまでも財政健全化計画、第二次財政健全化計画を実行し、経費の節減に取り組んできておりますが、限りある財源の中で、新たな行政需要に的確に対応し、町民の信頼に応えるため、今後も経費全般について適宜、見直しを行い、歳出の抑制と徴税等徴収金の収納率の向上を図ります。また、受益者負担の原則に基づき、適正かつ公平な観点での歳入の確保に努めることにより、一層の財政の健全化に取り組めます。

(具体的な取り組み事項)

- ア. 内部的経費の縮減の推進
- イ. 全庁的(保育所、幼稚園、小中学校、出先機関、補助団体等含む)な省エネ活動の推進
- ウ. 有料広告など独自財源の確保
- エ. 町税・国保税等の収納率の向上に向けた積極的取り組み
- オ. 社会情勢に適應した使用料、手数料の見直し検討
- カ. 公営企業の健全経営の推進
- キ. 公有財産台帳の整備と公有財産の適正管理・運用
- ク. 財政状況の公表

② 効率的な公的施設の運営

公的施設については、その必要性と維持管理などを十分検証し、既存施設の延命化を図ります。また、公の施設については、現在直営で管理してるものも含め、管理のあり方について検証し、より良い町民サービスを経済的で効果的に提供する手法を積極的に導入します。

(具体的な取り組み事項)

- ア. 各施設の延命化を図る施策の検討
- イ. 各施設の維持管理の徹底